

第3章

基本目標と具体的な取組

1 基本目標

こども大綱では「全てのこども・若者について、権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」の実現を目指しています。また、本市においても、こども自身の最善の利益を第一に考え、こどもや子育てをまちのみんなで応援する環境づくりを進めています。

このことから、本計画における基本目標は、市最上位計画である第7次大牟田市総合計画に掲げる基本目標を基に「こどもまんなか」の観点を踏まえ、以下のとおり設定します。

「未来を担う心豊かで元気な“こども”が育まれるまち」

2 基本施策

第2章で整理したこども施策における課題に対応し、基本目標の達成に向けて、こども・若者の権利の尊重やこども・若者のライフステージを意識し、以下の4つの基本施策を掲げます。

1. まちのみんなで“こども”と子育てを応援する風土の醸成

こども・若者が権利の主体であることを尊重し、まちのみんなで協力してこども・子育てを応援するためにそれぞれが担う役割を共有し、理解・実践へとつなげる取組を進めます。

2. 安心して“こども”を産み、育てることができる環境づくり

若い世代や子育て家庭の生活スタイルや多様なニーズに応じて、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の充実を図ります。

3. 持続可能な社会の創り手となる“こども”の育成

知育・徳育・体育のバランスが取れた教育を推進するとともに、安心して学べ、地域とともにある学校づくりに取り組みます。また、児童生徒の豊かな学びを実現できるよう、学校教育環境を充実させます。

4. 地域や社会における“こども”の育成と支援

次世代を担うこどもたちが自己実現できる取組や学びを通じて、人とのつながりづくりやこどもたち自身の成長を支援します。また、こどもたちの成長を支える環境の整備や若者の社会参画の支援に取り組みます。

3 SDGs（持続可能な開発目標）との関連性

SDGs は、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現することが求められています。

本計画の推進にあたっては、SDGs との関連を意識し、市民・団体・事業者等による SDGs を推進する取組との連携、支援を行うことで、中長期を見通した持続可能なまちづくりに取り組むこととします。

SDGs17の目標について

 1 貧困をなくそう	貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	 10 人や国の不平等をなくそう	人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の不平等を是正する
 2 飢餓をゼロに	飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	 11 住み続けられるまちづくりを	住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする
 3 すべての人に健康と福祉を	すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	 12 つくる責任 つかう責任	つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
 4 質の高い教育をみんなに	質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
 5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	 14 海の豊かさを守ろう	海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
 6 安全な水とトイレを世界中に	安全な水とトイレを世界中に すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	 15 陸の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
 8 働きがいも経済成長も	働きがいも経済成長も すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する	 17 パートナリープで目標を達成しよう	パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	産業と技術革新の基盤をつくろう レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る		

4 施策体系図

[基本目標]

未来を担う心豊かで元気な“こども”が育まれるまち

基本施策1 まちのみんなで“こども”と子育てを応援する風土の醸成

[施策推進の視点]

(視点1) こども・若者の権利の保障

【取組1-①】 こども・若者を権利主体として尊重

(視点2) こども・子育てを応援する
機運の醸成と実践の促進

【取組2-①】 子ども・子育て応援条例の推進

【取組2-②】 こども・子育てに係る情報発信の強化

基本施策2 安心して“こども”を産み、育てることができる環境づくり

[施策推進の視点]

(視点1) 母とこどもの健康支援

【取組1-①】 妊娠・出産・子育ての相談支援

【取組1-②】 母とこどもの健康の維持・増進

(視点2) 子育てがしやすい環境づくり

【取組2-①】 幼児教育・保育及び学童保育の充実

【取組2-②】 多様な子育て支援サービスの充実

(視点3) 様々な家庭への子育て支援

【取組3-①】 課題を抱えた家庭の把握と支援

【取組3-②】 児童虐待防止への取組の推進

【取組3-③】 障害のあるこどもの健やかな成長支援

【取組3-④】 経済的困難を抱える家庭への支援

(視点4) 結婚や子をもつ希望に
向けた支援

【取組4-①】 出会いや交流の機会づくり

【取組4-②】 若い世代の生活基盤安定への支援

基本施策3 持続可能な社会の創り手となる“こども”の育成

[施策推進の視点]

(視点1) 社会的自立の基盤となる
資質や能力の育成

【取組1-①】 確かな学力の育成

【取組1-②】 豊かな心の育成

【取組1-③】 健やかな体の育成

【取組1-④】 主体的に社会の形成に参画する態度の育成

(視点2) 安心して学べる学校づくり

【取組2-①】 誰一人取り残さない学びの保障

【取組2-②】 特別支援教育の推進

(視点3) 地域とともにある学校づくり

【取組3-①】 地域の力を活かした学校運営の推進

【取組3-②】 学校・家庭・地域の連携

(視点4) 学校教育環境の充実

【取組4-①】 学校再編整備の推進

【取組4-②】 学校施設・設備の整備

(視点5) 人権に関する教育・啓発の推進

【取組5-①】 人権・同和教育の推進

基本施策4 地域や社会における“こども”の育成と支援

[施策推進の視点]

(視点1) 次世代を担うこどもを
地域や社会全体ではぐくむ

【取組1-①】 こどもの体験活動の強化・充実

【取組1-②】 各世代に応じた学習機会の提供・支援

(視点2) こどもの成長を支える
環境づくり

【取組2-①】 地域における人づくり、つながりづくり

【取組2-②】 こどもが活動する場の整備・充実

(視点3) こども・若者の社会参画や
自立への支援

【取組3-①】 こども・若者の社会参画の促進

【取組3-②】 こども・若者の社会的自立への支援

5 各施策の取組内容

基本施策 1 まちのみんなで“こども”と子育てを応援する風土の醸成

■取組内容

(視点1) こども・若者の権利の保障

こども・若者を権利の主体として認識し、権利を保障し、こども・若者の最善の利益を図ります。

【取組 1-①】 こども・若者を権利主体として尊重

こどもや若者が意見を表明する機会や社会的活動に参加する機会を確保するとともに、こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、こどもに関する施策をともに進めます。

<主な内容>

- こどもや若者、子育て当事者の意見を聴き、対話する取組を行います。
- こどもや若者、子育て当事者のこえを、庁内外の様々な関係団体等と共有し、こども・子育てに係る事業や取組に活かします。

(視点2) こども・子育てを応援する機運の醸成と実践の促進

まちのみんなで協力して、こども・子育てを応援することを目的として制定した「大牟田市子ども・子育て応援条例」に定める理念や役割への理解を深める機会や、こども・子育てに係る情報を提供することで、応援する機運の醸成と応援に係る実践を促進します。

【取組 2-①】 子ども・子育て応援条例の推進

応援条例の普及・啓発により、条例に定める理念や役割への理解を深める機会を提供するとともに、こども・子育ての応援に向けてできることについて、まちのみんなと考える機会づくりを行います。

<主な内容>

- こどもたちに、応援条例が目指すものやこどもの権利、成長とともに大切にしたいこと等の内容をわかりやすく伝えていきます。
- 様々な機会を捉え、応援するための役割を担う保護者、学校等、地域住民、事業者に対し、応援条例の周知や説明を行うとともに、こどもが健やかに成長できるように様々な取組で更なる連携を図ります。
- 事業者等と、仕事と子育ての両立ができる職場環境づくりに関する意見交換や働きかけを行い、共働き・共育てをしやすい環境づくりを推進します。

【取組 2-②】 こども・子育てに係る情報発信の強化

保護者等がこどもを守り育てるために、様々な支援や取組などを知ってもらうとともに、まちのみんながこども・子育てを応援するためにできることを考える機会となるよう、情報発信の強化に取り組みます。

＜主な内容＞

- 広報紙やホームページ、SNS 等による情報発信とともに、主にこども・子育ての支援などに係る情報を発信する取組を新たに実施します。
- 市が行う支援や取組だけでなく、市内の様々な子育て情報を把握して発信するように努めます。

基本施策2 安心して“こども”を産み、育てることができる環境づくり

■取組内容

（視点1）母とこどもの健康支援

妊娠・出産・子育てについて学ぶ機会の充実を図るとともに、健診や予防接種のほか、医療や福祉、教育等の専門機関との連携による妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行い、母とこどもの健康づくりを推進します。

【取組1-①】妊娠・出産・子育ての相談支援

こども家庭センターにおいて、妊産婦や乳幼児の状況を継続的・包括的に把握し、様々な専門機関と連携して、切れ目ない支援の充実を図ります。

<主な内容>

- 妊娠の届出時や出生時の面談、電話や訪問、医療機関等との情報共有により、変化していく妊産婦・乳幼児の実情を継続的に把握していきます。
- 妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、妊娠週数や乳幼児の月年齢、家庭の状況に合わせた必要な情報提供や助言を行うとともに、保護者同士の交流の機会づくりや講話を行い、育児に対する不安感の軽減を図ります。
- 若年妊娠や多胎、その他支援が必要と思われる妊婦には、早期から関わりを持ち、訪問等による産前・産後のサポートの養育支援を行います。
- 支援が必要な妊産婦や乳幼児には、サポートプランを作成し、必要に応じてプランの見直しや更新を行います。
- 関係機関と連絡調整し、必要な支援を行います。

【取組1-②】母とこどもの健康の維持・増進

こどもの健やかな成長を支えていくために、母親とこどもの心身の健康づくりを推進します。

<主な内容>

- 妊産婦健診の助成、乳幼児健診や歯科健診の充実を図り、必要な保健指導を行うことで、妊産婦や乳幼児の健康管理を行います。
- こどもに係る医療費を助成し、こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進します。
- 感染症予防啓発や予防接種の推進、健康的な生活習慣の教育を行うことにより、こどもの疾病の未然防止に努めます。

（視点２）子育てがしやすい環境づくり

子育てに伴う保護者負担の軽減や働きながら子育てがしやすい環境づくりに向け、こどもや家庭の実情に応じた柔軟な子育て支援の充実に取り組みます。また、子育て情報の提供、保護者同士のつながりへの支援、各関係機関との連携・情報の共有等、地域全体での子育て支援の環境づくりを行います。

【取組 2-①】 幼児教育・保育及び学童保育の充実

保育所・認定こども園・幼稚園における幼児期の質の高い教育・保育や学童保育の総合的な提供や保育の量的確保により、働きながらも安心して子育てができる環境づくりの取組を充実していきます。

＜主な内容＞

- 保護者の保育ニーズに対し、適切な提供体制の確保を図ります。
- 保育士等への研修等により、教育・保育の質の維持・向上に努めるとともに、人材確保に努め、待機児童の発生防止に取り組みます。
- 医療的ケア児を保育所等で受け入れられるよう、体制の充実を図ります。
- 多様化する保育ニーズや支援が必要な児童の受け入れ対応、公立と民間の連携強化などを図るために、公立保育所機能の充実を図ります。
- 学童保育の待機児童の解消に向け、施設整備や小学校の夏休みにおける認定こども園等での小学生の預かり等の取組を進めます。
- 保育所や学童保育所等の業務効率化に資する ICT 等の機器導入を支援します。
- こども一人一人の育ちに係る情報を共有するなど、保育所等と小学校が連携し、こどもの発達や学びの連続性の確保に向けた取組を進めます。

【取組 2-②】 多様な子育て支援サービスの充実

保護者同士の交流によるつながりづくりや相互援助による支援、子育てに関する講座や相談対応などにより、地域全体での子育て支援の環境づくりを行います。また、家庭やこどもの状況に応じた保育や養育などの支援を提供することで、仕事と家庭の両立支援を行います。

＜主な内容＞

- 保育所等や多様な子育て支援サービス等を円滑に利用できるよう、情報提供や相談対応等を行う場の充実を図ります。
- 親子が気軽に交流や子育て相談ができる場である「つどいの広場」や地域における子育ての相互援助活動を行う「ファミリー・サポート・センター」、保護者の仕事や疾病等で一時的に養育が困難になった場合にこどもを預かる取組を継続して実施するとともに、充実に向けた検討を行います。
- こどもが病氣中又は病氣の回復期において、仕事の都合等により家庭で保育が困難な場合に、こどもを一時的に預かる病児・病後児保育に取り組みます。
- 乳幼児の保護者が、仕事をしている場合や育児の合間にリフレッシュしたい場合、又は通院・出産などの緊急時に対応する一時的な保育サービスや休日保育の充実を図ります。

（視点3）様々な家庭への子育て支援

ひとり親家庭や障害のあるこどもがいる家庭などへ教育、生活、就労、経済の面での相談支援を行います。また、関係機関との連携強化により、児童虐待への相談支援の充実を図ります。

【取組3-①】課題を抱えた家庭の把握と支援

こどもたちや子育て家庭が抱えている悩みや課題等の把握に努めるとともに、こども自身もしくは保護者等が相談できる体制の確保及び支援の充実を図ります。

＜主な内容＞

- 関係機関や地域と連携し、こども自身や家庭環境の課題などの様々な理由で支援を必要とする家庭の把握に努めます。特にヤングケアラーについては、こども自身や周囲の人がヤングケアラーに気づくことができるようになるために、周知啓発を行い、対象となるこどもの把握に努めます。
- 家事や子育てに不安や課題を抱える子育て家庭等に対する相談対応・助言等の支援の充実を図ります。
- 母子保護に係る相談対応と必要に応じた施設への入所措置等を行い、入所者に対して子育てや生活全般に関する助言等の自立に向けた支援を行います。

【取組3-②】児童虐待防止への取組の推進

児童虐待防止の相談窓口の充実を図るとともに、発生予防や早期発見、発生時の迅速・的確な対応を行うために、関係機関との連携を強化し、総合的な支援体制の充実を図ります。

＜主な内容＞

- 子育てに関する相談窓口の周知及び児童虐待の発生予防や早期発見、通告義務についての啓発を行います。
- 支援が必要な妊産婦や乳幼児への早期の関わり及び医療機関や保育所等、学校、関係団体等の連携により、児童虐待の発生予防・早期発見に努めます。
- 児童相談所、医師会、教育委員会、警察等の団体で構成する大牟田市子ども支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の実務者会議や個別ケース検討会議を通じ、要保護・要支援児童等に関する情報を共有し、支援の方向性の確認や進捗管理を行います。
- 支援対象児童等が転居した場合は、継続した支援が行われるように、他市町村及び関係機関等との間で必要な情報の交換・共有を行います。
- 相談員及びネットワーク構成員の研修等を行い、知識の習得と対応力の向上を図るとともに、関係機関相互の連携を強化し、相談支援の充実を図ります。

【取組 3-③】 障害のあるこどもの健やかな成長支援

障害の早期発見・早期療育の充実を図るとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法による障害児への支援を行います。

<主な内容>

- 乳幼児健診や訪問、面接等により把握した心身の発達が気がかりなこどもを対象に、専門機関への紹介や心理士等の専門職による相談等を実施します。
- 身体に障害のあるこども、又は手術等の治療により改善が期待できるこどもに対して、自立支援医療（育成医療）等の給付を行います。
- 療育や訓練等が必要な障害のあるこどもに対して、日常生活の基本的動作の指導や集団生活への適応訓練等を支援するための通所支援サービスを提供するとともに、障害のあるこどもとその家族に対して、日常生活及び社会生活を支援するための障害福祉サービスを提供します。
- 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、医療的ケア児を含む障害のあるこどもが身近な地域で必要な支援が受けられるための課題抽出と支援のあり方を検討します。
- 保育所や学童保育所等において、障害のあるこども等が円滑に利用できるように保育士や支援員等を通常の職員数に加えて配置する事業者を支援します。
- 就学前児童の発育等に係る相談に応じる早期教育相談について、保育所等の関係機関・団体等と連携して実施するとともに、保護者への啓発を行います。
- 発達障害のこどもの保護者等による交流の場を提供することで、不安や負担感の緩和、孤立の防止に努めます。

【取組 3-④】 経済的困難を抱える家庭への支援

生活保護世帯や生活困窮世帯等の家庭に対して、こどもがその生まれ育った環境に左右されることがないように、きめ細かな支援と個々の状況にあった適切なサービスの提供に努めます。また、ひとり親家庭に対する就労支援・経済的支援の充実と適正な利用促進を図ります。

<主な内容>

- 生活保護世帯や生活困窮世帯のこどもの保護者に対し、就職支援・家計改善支援等の自立に向けた支援を行います。
- ひとり親家庭等に対し、医療費を助成するとともに、資格取得及び就職支援を行います。
- 離婚時における養育費に関する取り決めを促すとともに、養育費の継続した履行を確保するための支援を行います。

（視点 4）結婚や子をもつ希望に向けた支援

事業者や団体等と積極的に連携しながら、結婚を希望する人に対する出会いや交流の機会づくりに取り組むとともに、若い世代の生活基盤の安定に向けた支援を行います。

【取組 4-①】出会いや交流の機会づくり

結婚を望む人のために、民間事業者と連携し、出会いの場の創出等に取り組めます。

＜主な内容＞

- 婚活に役立つ知識を学ぶことができるセミナーを開催します。
- 民間事業者による婚活イベント等への補助を行うとともに、若い世代が求める出会いへの支援等を調査・研究し、より魅力的で参加しやすい婚活イベント等の実施に向け、民間事業者との連携強化を図ります。

【取組 4-②】若い世代の生活基盤安定への支援

若い世代が将来の見通しを持つことができ、結婚や子をもつことを希望できるよう、生活基盤の安定に向けた支援を行います。

＜主な内容＞

- 若い世代に対して、市内企業への就業や市内における創業を支援します。
- 子育てに係る経済的負担の軽減に向け、国や県に対し、制度の見直しや財政支援について要望していきます。あわせて、市独自の支援に引き続き取り組むとともに、更なる拡充を検討します。

基本施策3 持続可能な社会の創り手となる“こども”の育成

■取組内容

（視点1）社会的自立の基盤となる資質や能力の育成

義務教育9年間を見通した系統性・連続性のある指導により、児童生徒に「確かな学力（知）」、「豊かな心（徳）」、「健やかな体（体）」をバランスよく育成し、社会において自立的に生きるための基盤となる資質や能力を培います。

【取組1-①】確かな学力の育成

児童生徒一人一人の学力の状況に応じたきめ細かな指導の充実を図り、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させるとともに、思考力、判断力、表現力等や、粘り強く学習に取り組む態度を育成します。また、ICTを活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。

<主な内容>

- 児童生徒一人一人の学力の状況に応じた指導の充実を図ります。
- 非常勤講師の派遣による少人数授業の推進などにより、きめ細かな指導の充実を図ります。
- デジタル教科書の活用や学校ICT支援員の配置等により、学習・指導方法の改善や効率化、教員の指導力の向上を図ります。
- 小・中学校に、順次、小中一貫教育制度を導入し、義務教育9年間を見通した教育課程に基づく指導を行います。

【取組1-②】豊かな心の育成

道徳教育や様々な体験活動、読書や鑑賞の活動などの充実を図り、規範意識や他人を思いやる心情、自然や文化を大切に思う心情や豊かな情操を育成します。

<主な内容>

- 児童生徒が主体となって、「思いやり・親切」について考える取組を実施します。
- 児童生徒の読書活動を推進します。

【取組1-③】健やかな体の育成

学校教育活動全体を通じて、保健教育、学校保健の充実を図るとともに、日常から運動に親しむ児童生徒の増加を図るなど、体力向上に向けた取組を進めます。また、地域や家庭との連携により、学校給食・食育の充実を図り、基本的生活習慣が身に付いた心身ともにたくましい児童生徒を育成します。

<主な内容>

- 各学校が実施する体力向上の取組を支援するとともに、児童生徒が日常的に運動に取り組めるようにします。
- 児童生徒が生涯にわたって健全な食生活を実践するための基礎を培います。

【取組 1-④】主体的に社会の形成に参画する態度の育成

持続可能な社会の創り手として、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を育成するとともに、社会の中での自分の役割を考え、社会的自立に向けて取り組む態度を育成します。

<主な内容>

- 小・中・特別支援学校がそれぞれの地域特性を活かしながら行う、世界遺産、環境、福祉、防災・減災等の特色ある教育活動を支援し、持続可能な社会の創り手を育成します。
- キャリア教育に関する講話や職場体験学習を実施、望ましい勤労観・職業観の礎を形成します。

(視点2) 安心して学べる学校づくり

いじめや不登校の未然防止や早期対応、経済的困難を抱える保護者の支援など、誰一人取り残さない、安心して学べる学校づくりを進めます。また、児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに応じた的確な支援や指導の充実に努めます。

【取組 2-①】誰一人取り残さない学びの保障

いじめの未然防止等の対策を総合的に推進するとともに、スクールカウンセラー※やスクールソーシャルワーカーの配置拡充や教育支援センターの運営など、不登校児童生徒等への支援を充実させます。また、就学援助の実施など、経済的困難を抱える保護者の支援に努めます。

<主な内容>

- 関係機関との連携を図り、いじめ防止に関する取組を総合的に推進します。
- スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携を図りながら、児童生徒や保護者等への支援をはじめ、教育相談の充実に努めます。
- 校内教育支援センター「ハートフルルーム」や、学校外の居場所「サテライトスペース」を設置し、不登校児童生徒の多様な学びの場を確保するとともに、学習指導員やスクールカウンセラーの配置の拡充に取り組みます。
- 経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、教育費の一部を援助します。

【取組 2-②】特別支援教育の推進

個別の教育支援計画・個別の指導計画の改善・充実に努めるなどにより、障害のある児童生徒の自立と社会参加に向けた取組を進めます。また、特別支援教育支援員の配置など、一人一人の障害の状態に応じた具体的な支援を行います。

<主な内容>

- 小・中学校の普通学級に在籍し、発達障害や肢体不自由等により支援を必要とする児童生徒の生活面・学習面をサポートする支援員を配置します。
- 特別支援学校に在籍し、医療的ケアを必要とする児童生徒に対し看護師を配置します。

※ スクールカウンセラーとは、児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実に努めるための専門的な知識・経験を有する学校外の専門家。

（視点3）地域とともにある学校づくり

コミュニティ・スクール※と地域学校協働活動を一体的・効果的に推進し、学校・家庭・地域の連携による学校運営や児童生徒の規範意識の育成、「共育」と「響育」の風土の醸成など、地域とともにある学校づくりに取り組みます。

【取組 3-①】地域の力を活かした学校運営の推進

全ての中学校区単位でのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層進めるとともに、中学校の部活動の地域との連携の支援など、地域の力を活かした学校運営を推進します。

<主な内容>

- 中学校区を単位に、学校運営協議会を設置するとともに、地域学校協働活動推進員を配置します。
- 中学校のニーズに合わせて、地域人材を部活動指導員として配置する等により、部活動の指導体制の充実と教職員の負担軽減を図ります。

【取組 3-②】学校・家庭・地域の連携

大牟田地域教育力向上推進協議会との連携により、児童生徒の規範意識の育成や「共育」と「響育」の風土の醸成など、学校・家庭・地域の連携を推進します。

<主な内容>

- 学校教育・家庭教育・地域教育の向上を目指した取組を行っている大牟田地域教育力向上推進協議会と連携し、青少年の健全育成や地域の教育力の向上に関する啓発活動を行います。

※ コミュニティ・スクールとは、学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民が参画できる仕組みであり、学校運営協議会を設置している学校のこと。

（視点４）学校教育環境の充実

本市の実情に応じた活力ある学校づくりの実現のため、ICT 環境の整備や適正規模化・適正配置による学校再編整備等を推進します。また、児童生徒の豊かな学びを育むことができる、安全・安心で、かつ環境への負荷を考慮した施設整備を図るなど、学校教育環境を充実させます。

【取組 4-①】学校再編整備の推進

適正規模（適切な学級数）化と適正配置（適切な通学距離・時間等）による学校再編整備を進め、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことができるよう教育環境を整備します。

<主な内容>

○児童生徒の教育環境の向上のため、適正規模・適正配置の観点から学校再編整備に取り組みます。

【取組 4-②】学校施設・設備の整備

教育環境向上と老朽化対策を一体的に進める学校施設の長寿命化改修等を行うとともに、空調設備の設置、トイレの洋式化、バリアフリー化などを進め、安全・安心を確保しつつ新しい時代の学びの実現に向けて取り組みます。

<主な内容>

- 学校施設の長寿命化と安全性の確保のため、学校再編整備との整合を図りながら、学校施設長寿命改修計画に基づき改修を行います。
- 教育環境の向上を図るため、空調設備の設置に取り組みます。

（視点５）人権に関する教育・啓発の推進

こども一人一人が互いの人権を尊重し、それぞれの多様性を認め合うとともに、人権についての正しい理解を深めるため、関係機関と連携しながら人権教育・啓発活動に取り組みます。

【取組 5-①】人権・同和教育の推進

学校教育活動全体を通じて、人権尊重の視点を取り入れた教育を推進し、児童生徒に偏見や差別意識をなくす意欲と実践力を涵養（かんよう）し、人権が尊重される社会の基礎づくりを進めます。

<主な内容>

○市立学校において、人権・同和教育の全体計画を作成し、大牟田市人権・同和教育カリキュラム等を活用しながら、児童生徒の実態に応じた人権・同和教育が行われるよう支援します。

基本施策 4 地域や社会における“こども”の育成と支援

■取組内容

（視点１）次世代を担うこどもを地域や社会全体ではぐくむ

次世代を担うこどもたちが、様々な体験や活動を通じて、自己肯定感を高めるとともに郷土愛の醸成を図ることで、将来にわたってまちづくりに参画する姿勢をはぐくみます。また、高齢者や子育て世代をはじめとする地域の大人が、学習活動や地域活動を通じてこどもの主体性を大切にしながらその成長を支えていけるよう取り組みます。

【取組 1-①】こどもの体験活動の強化・充実

身近な地域にある学習や体験活動が可能な施設において、様々な体験活動事業を実施します。また、こどもや若者を対象とした他者との協働、体験活動を通して、将来における自己実現ができる取組や、まちづくりに参画しやすい機会づくりを進めます。

<主な内容>

- 義務教育課程が修了するまでのこどもを対象に、家庭や学校、地域の様々な人と関わり、人間性、社会性、郷土愛を育むための体験や交流を実施します。
- 小学校 4～6 年生を対象に、自分の将来のことを考え、夢や目標を見つけることや未来へ向かって頑張る姿勢を身につける一助となる講座を実施します。
- 地域の多様な団体と連携して、こどもたちが地域に愛着と誇りを持ち、将来を担う次世代のリーダーとしての資質や社会性を身につけるプログラムを行います。
- 地域との連携や働きかけにより、こどもたちの居場所の充実を図ります。特に小学生が早帰りとなる水曜日の放課後における居場所の確保に向けて取り組みます。

【取組 1-②】各世代に応じた学習機会の提供・支援

アクティブシニア層や子育て世代をはじめ、各世代を対象とした学習活動の提供やこどもに関わる取組を通じてこどもの成長を支えとともに、家庭教育支援の取組を推進します。

<主な内容>

- 主に高齢者を対象とした学びの機会を提供するとともに、学んだ成果を活かし、こどもと関わる機会を設けます。
- 幼児、小学生、中学生の保護者を対象に、こどもの社会的自立と親が子育てを通じて自らの人生を豊かにするための講座を実施します。

（視点２）こどもの成長を支える環境づくり

「人づくり」や「つながりづくり」により、こどもの成長を支える「地域づくり」に取り組むとともに、こどもたちが様々な活動や遊びを通して成長できる場となる環境の整備や充実を図ります。

【取組 2-①】地域における人づくり、つながりづくり

SDGs/ESD の視点を持って学びや活動の機会を設けることで、自ら行動する意欲や地域で活動する力を育む「人づくり」、活動を進めるための「つながりづくり」、持続可能な「地域づくり」へとつなげます。

<主な内容>

- 地域課題の解決に結びつくような学習活動や地域の伝統文化を次世代に継承する取組などを行います。
- 学校が進めている ESD の取組のうち、地域の支援が必要な取組について、学校のニーズを把握し、ニーズに応じた地域との調整や必要な支援を行います。

【取組 2-②】こどもが活動する場の整備・充実

こどもたちが活動する場となる施設の充実や、適切な管理や機能の確保に努めるための整備を行います。また、こどもたちの活動を支える人づくりに取り組みます。

<主な内容>

- 地区公民館や文化会館、図書館、体育施設、公園等について、長寿命化計画に基づく改修や機能維持、インクルーシブの視点を含めた整備等を行います。
また、授乳室や学習スペースなど、こどもや子育て家庭が利用しやすくなる機能の充実を図ります。
- こどもたちが各種スポーツや文化芸術活動における充実した指導が受けられるよう、指導者の育成・支援等を実施します。

（視点３）こども・若者の社会参画や自立への支援

高校生などの若者について、様々な活動を通じて、まちづくりに参画する機会づくりに取り組みます。

また、こども・若者の社会的自立に向けて、非行や犯罪被害の防止、生活習慣の形成など、関係機関と連携して取り組みます。

【取組 3-①】こども・若者の社会参画の促進

高校生等の若者自らがまちづくりに関わり参画できる仕組みづくりや活動への支援を行います。

<主な内容>

- 18 歳までの高校生等を中心に、自ら企画した事業を実施・運営する仕組みづくりとその支援を行います。
- 若者がまちなかに関わり、主体的にまちづくりに取り組む仕組みづくりを進めます。
- 地域課題の解決に向け、市内の高等教育機関等や学生と連携するとともに、地域の取組や行政が実施する事業への学生等の参加を促進します。

【取組 3-②】 こども・若者の社会的自立への支援

関係機関と連携し、青少年の非行や犯罪被害等を防止するための取組を進めます。また、日常生活に支援が必要なこどもや、家庭や学校に居場所がないこどもに対して、生活習慣の形成や学習のサポート、進路の相談支援等を行います。

<主な内容>

- 関係機関と連携し、青少年の健全育成を目的とした街頭指導や環境浄化などに取り組みます。また、SNS に起因するいじめや依存、犯罪被害を防止するため、適正利用や被害防止に係る啓発を行います。
- 生活保護世帯や生活困窮世帯又は家庭や学校に居場所がないこども等を対象に、関係機関と連携し、学習支援や生活習慣の形成と定着に向けた支援等を行います。

6 成果指標

基本目標「未来を担う心豊かで元気な“こども”が育まれるまち」に向け、各基本施策に掲げる取組の推進による成果を把握するとともに、令和7年度から11年度までの計画期間内に目指す水準を示すために、以下を成果指標として設定します。

(現状値は、計画策定時点で把握できる最新の値を記載しています。)

関連する基本施策	指標内容	現状値	目標値
	調査方法及び目標値の考え方 等		
全	①こどもの幸福度	78.0% (R6年度)	85.0%
	調査方法：こども計画策定に係るアンケート 目標値：全国平均80.7% (R5.3日本財団調査) を踏まえ、現状値の1割増を目指す		
全	②子育てをしやすいと思っている市民の割合	38.5% (R6年度)	65.0%
	調査方法：まちづくり市民アンケート 目標値：市総合計画アクションプログラムに掲げる65.0%を目指す		
1	③子ども・子育て応援条例の認知度	15.4% (R6年度)	50.0%
	調査方法：こども計画策定に係るアンケート、まちづくり市民アンケート 目標値：市民の半数が知っている状態を目指す		
2	④つどいの広場の年間利用人数	8,352人 (R5年度)	10,000人
	調査方法：各年度の利用実績 目標値：機能充実や利便性の向上等を図り、現状値の2割増を目指す		
2	⑤学童保育の待機児童数	24人 (R6年度)	0人
	調査方法：4月1日時点の待機児童数 目標値：施設整備や夏休みの預かり事業等により、待機児童解消を目指す		
3	⑥学校や地域のために何かをしてみたいと答えた生徒の割合	82.6% (R5年度)	90.0%
	調査方法：小学生・中学生を対象としたアンケート 目標値：市学校教育振興プランに掲げる90.0%を目指す		
3	⑦不登校児童生徒のうち、専門家や専門機関の相談・指導等を受けている者の割合	— (※)	80.0%
	調査方法：不登校児童生徒が在籍する学校を対象に調査 目標値：市学校教育振興プランに掲げる80.0%を目指す		
4	⑧こどもの居場所の数	38か所 (R6年度)	45か所
	調査方法：4月1日時点の居場所数（放課後や休日に自由に集まって過ごしたり遊んだりできる場所やこども食堂、フリースクール等を集計） 目標値：計画期間中に地域との連携等により充実を図ることで、2割増を目指す		
4	⑨市主催事業等への高校生や学生、若者の延べ参加者数	1,258人 (R5年度)	1,500人
	調査方法：各年度の参加者数（高校生や高等教育機関の学生、若者が地域の取組や行政が実施する事業に参加した人数を集計） 目標値：計画期間中に高等教育機関等との連携強化や高校生・若者の社会参画の促進に取り組むことで、2割増を目指す		

※ ⑦の現状値は、計画策定時点での集計値がないため、R7年3月時点の数値を把握する。